

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	2	担当課	農業経済課
法令名	農業協同組合法	根拠条項	94 の 2	不利益処分の種類	信用事業又は共済事業を行う組合に対して自己資本の充実若しくは支払能力の充実の状況に応じて行う措置命令	

- 農業協同組合法第 94 条の 2
 行政庁は、第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合に対し、その信用事業又は共済事業の健全な運営を確保するため、組合の業務若しくは財産又は組合及びその子会社等の財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業又は共済事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる。
 2 行政庁は、第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産若しくは組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。
 3 前 2 項の規定による信用事業の健全な運営を確保するための当該信用事業に関する命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、主務省令で定める組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。
 4 第 1 項又は第 2 項の規定による共済事業の健全な運営を確保するための当該共済事業に関する命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、農林水産省令で定める組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ農林水産省令で定めるものでなければならない。
- 農業協同組合法第 94 条の 2 第 3 項に規定する区分等を定める命令第 1 条
 農業協同組合法（以下「法」という。）第 10 条第 1 項第 3 号の事業を行う農業協同組合（以下「組合」という。）についての法第 94 条の 2 第 3 項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
非対象区分	単体自己資本比率 4%以上	
第 1 区分	単体自己資本比率 2%以上 4%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第 2 区分	単体自己資本比率 0%以上 2%未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 1 自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 2 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 3 総資産の圧縮又は増加の抑制 4 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による貯金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制 5 一部の事務所における業務の縮小 6 一部の従たる事務所の廃止 7 法第 10 条第 1 項第 4 号の事業のうち同条第 23 項各号に掲げるもの、同条第 6 項各号に掲げる事業（同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）又は同条第 7 項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止 8 その他農林水産大臣及び金融庁長官又は都道府県知事が必要と認める措置
第 3 区分	単体自己資本比率 0%未満	業務の全部又は一部の停止の命令

2 組合及びその子会社等（法第 54 条の 2 第 2 項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）についての法第 94 条の 2 第 3 項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

(次ページに続く)

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	農業協同組合法	根拠条項	94の2	資料番号	2	担当課	農業経済課
			94の2	不利益処分の種類	信用事業又は共済事業を行う組合に対して自己資本の充実若しくは支払能力の充実の状況に応じて行う措置命令		

(前ページの続き)

自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
非対象区分	連結自己資本比率 4%以上	
第1区分	連結自己資本比率 2%以上4%未満	組合及びその子会社等の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第2区分	連結自己資本比率 0%以上2%未満	次の各号に掲げる組合及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令 1 組合及びその子会社等の自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 2 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 3 組合及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制 4 組合の取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による貯金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制 5 一部の事務所における業務の縮小 6 一部の従たる事務所の廃止 7 子会社等の業務の縮小 8 子会社等の株式又は持分の処分 9 法第10条第1項第4号の事業のうち同条第23項各号に掲げるもの、同条第6項各号に掲げる事業（同項第1号及び第2号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）又は同条第7項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止 10 その他農林水産大臣及び金融庁長官又は都道府県知事が必要と認める措置
第3区分	連結自己資本比率 0%未満	業務の全部又は一部の停止の命令

3 第1項の表及び第3条第1項の表中「単体自己資本比率」とは、法第11条の2第1項各号に掲げる基準（次項において「自己資本比率基準」という。）のうち同条第1項第1号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

4 第2項の表及び第3条第2項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第11条の2第1項第2号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。

(参考)

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号）

○ 農業協同組合法施行規則第224条

法第10条第1項第10号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）についての法第9条第4条の2第4項の共済事業に関する命令であって共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ農林水産省令で定めるものは、次条に定める場合を除き、別表第8の上欄に掲げる共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（同条及び同表において「支払余力比率」という。）に係る区分に応じ当該区分の下欄に掲げる命令とする。

(次ページに続く)

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	2	担当課	農業経済課
法令名	農業協同組合法	根拠条項	94 の 2	不利益処分の種類	信用事業又は共済事業を行う組合に対して自己資本の充実若しくは支払能力の充実の状況に応じて行う措置命令	

(前ページの続き)

別表第8 (第224条及び第225条関係)

支払余力比率に係る区分	命 令
非対象区分 (支払余力比率が200%以上であるもの)	
第1区分 (支払余力比率が100%以上200%未満であるもの)	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第2区分 (支払余力比率が0%以上100%未満であるもの)	次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 1 共済金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 2 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 3 契約者割戻しの禁止又はその額の抑制 4 新規に締結しようとする共済契約に係る共済掛金の計算の方法 (その計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含む。) の変更 5 事業費の抑制 6 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 7 一部の事務所における業務の縮小 8 主たる事務所を除く一部の事務所の廃止 9 子会社等の業務の縮小 10 子会社等の株式又は持分の処分 11 法第10条第8項の事業その他の法第10条第1項第10号の事業に付随する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止 12 その他農林水産大臣が必要と認める措置
第3区分 (支払余力比率が0%未満であるもの)	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

- (注) 1 この表において「支払余力比率」とは、法第11条の18の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。
2 この表において「契約者割戻し」とは、法第11条の35第1項に規定する契約者割戻しをいう。